

## 【市内宿泊事業者】

### 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う感染防止策の徹底について

7月1日から北海道の「どうみん割」がスタートし、同月22日からは国による「Go To トラベル」、また、旭川市においても今後、観光需要の早期回復を図る取組が始まる予定ですが、宿泊施設における新型コロナウイルス感染症対策につきましては、国が示した「新しい生活様式」や、北海道が示した「新北海道スタイル」のほか、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会等が定めた「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」に沿った対応を執っていただいているところであります。

一方、新型コロナウイルスの国内での感染が拡大している状況にあり、7月15日には、東京都内の新型コロナウイルスの感染状況が最高レベルに引き上げられるとともに、東京都知事から都民に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条に基づき、不要不急の都外への外出自粛要請が出されております。

このような状況を踏まえ、各宿泊事業者の皆様方におかれましては、改めて次の点に御留意いただきながら、3密対策を徹底するほか、同ガイドラインを遵守し、感染防止に努めていただくよう、御協力をお願いいたします。

- 1 宿泊客がチェックインする際に検温を行い、発熱等の症状がある場合、または、咳・咽頭痛、けん怠感などの症状がある人は申し出るよう呼びかけ、宿泊客から申し出があった場合は、本人同意の上で速やかに保健所に連絡し、その指示に従うこと。
- 2 7月22日から開始される国の「Go To トラベル」に参加される宿泊事業者においては、国が示している感染拡大防止に当たっての「参加条件」等（旅行者に対する検温、共用施設利用時における人数制限や時間制限など）に基づく対策を徹底すること。  
また、参加を予定しない事業者においてもこれを参考に対策に取り組むこと。